

事 務 連 絡
令 和 元 年 7 月 5 日

一般社団法人日本保険薬局協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平成 24 年 8 月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成 24 年法律第 68 号)等において、消費税率(地方消費税率を含みます。以下同じ。)が令和元年 10 月 1 日に 10%にそれぞれ引き上げられることが規定されています。

これを受けて、今般、「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」(令和元年 6 月付 20190522 中第 3 号、公取取第 44 号経済産業大臣、公正取引委員会委員長通知(別添 1))及び「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」等の周知・広報への御協力をお願い(協力依頼)(令和元年 6 月 27 日付消表対第 285 号消費者庁表示対策課長通知(別添 2))が発出されたところです。

つきましては、貴管下の関係者へ周知徹底を図るとともに、貴管下の関係者が、別添通知の趣旨及び遵守事項等について十分理解され、消費税の円滑かつ適正な転嫁に取り組まれるよう、ご協力をお願いいたします。

また、以上の参考として、下記ホームページの資料を適宜ご参照・ご活用ください。

記

1 内閣府(消費税価格転嫁等対策)

<https://www.cao.go.jp/tenkataisaku/>

2 公正取引委員会(消費税転嫁対策コーナー)

<https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/>

3 消費者庁(消費税転嫁対策特別措置法)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption_tax/

以上